

# 単独企業による市場支配的地位を背景とした競争者の排除<sup>(1)</sup> —公正取引委員会平成17年4月13日勧告審決<sup>(2)</sup>〔インテル事件〕—

柳 武 史

## I 事実の概要

被審人インテル株式会社（以下「インテル」）は、米国本社の全額出資による日本法人であり、米国本社からパソコンに搭載する x86 系 CPU<sup>(3)</sup>（中央演算処理装置）を輸入し販売する事業を営む者である。日本エイ・エム・ディ株式会社（以下「AMD」）及びトランスメタ株式会社（以下「トランスメタ」）も、米国本社が全額出資している日本法人であり、米国本社から CPU を輸入し販売する事業を営んでいる。

この3社が国内パソコンメーカーに対して販売する CPU の国内総販売数量は、我が国において販売される CPU のほとんどすべてを占めているところ、平成15年にインテルが販売したインテル製 CPU の数量が国内総販売数量に占める割合は約89%である。

インテルは、国内パソコンメーカーに対して営業活動を行う場合、各国内パソコンメーカーが製造販売するパソコンに搭載する CPU の数量のうちインテル製 CPU の数量が占める割合（以下「MSS」）を営業上の重要な指標とし、各国内パソコンメーカーの MSS を引き上げることを基本的な営業目標としている。

インテル製 CPU については、その国内における販売数量が CPU 国内総販売数量の大部分を占めており、また、パソコンを購入するもの間において広く認知され、強いブランド力を有している。さらに、インテルは、価格、機能等の面において上位から下位までのほとんどすべてのパソコンに対応する CPU を国内パソコンメーカーに安定的に供給するとともに、従来の CPU に比して性能を向上させるなどした CPU を次々に販売している。このため、国内パソコンメーカーにとって、その製造販売するパソコンの品ぞろえの中にインテル

製 CPU を搭載したパソコンを有することが重要となっている。

さらに、我が国においては、平成 12 年ころ以降、パソコンに対する需要の低迷、外国製の安価なパソコンの流入等によって、パソコンを製造販売する事業者の間における競争が激化していることから、国内パソコンメーカーは、他のパソコンを製造販売する事業者と競争する上で、インテル製 CPU を購入する際に割戻金又は資金提供（以下「割戻金等」）を受けることを強く望んでいる状況にある。

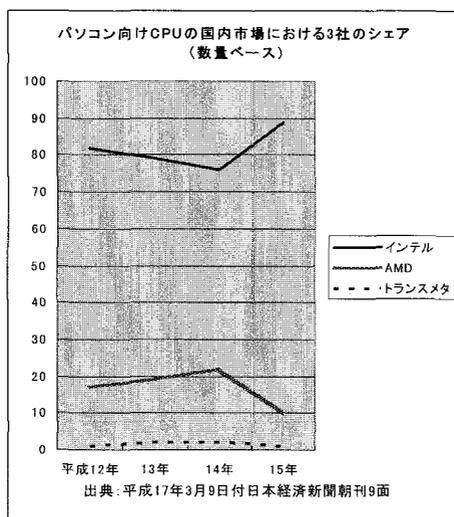
平成 12 年ころ以降、AMD が、インテル製 CPU と競合する CPU をより安い価格で発売したことなどを契機として、国内パソコンメーカーが、特に、価格、機能等の面において中位から下位までのパソコンに AMD 製 CPU を搭載し始めたことから、CPU 国内総販売数量のうち AMD 製 CPU の販売数量が占める割合は、平成 12 年から平成 14 年にかけて、約 17% から約 22% となった。そのため、インテルは、AMD 製 CPU の販売数量が今後も増加し続けることを危惧し、平成 14 年 5 月ころ以降、各国内パソコンメーカーの MSS を最大化することを目標として、インテル製 CPU を直接販売している国内パソコンメーカーのうち、富士通、日立、NEC、ソニー、東芝の 5 社に対し、それぞれの製造販売するパソコンに搭載する CPU について、

- ① MSS を 100% とし、インテル製 CPU 以外の CPU（以下「競争事業者製 CPU」）を採用しないこと、
- ② MSS を 90% とし、競争事業者製 CPU の割合を 10% に抑えること、
- ③ 生産数量の比較的多い複数の商品群に属するすべてのパソコンに搭載する CPU について競争事業者製 CPU を採用しないこと、

のいずれかを条件として、インテル製 CPU に係る割戻金等を提供することを約束することにより、その製造販売するすべて若しくは大部分のパソコン又は特定の商品群に属するすべてのパソコンに搭載する CPU について、競争事業者製 CPU を採用しないようにさせる行為を行っている（なお、平成 12 年から 15 年の間にインテル、AMD、トランスメタが当該 5 社に販売した CPU の数量の合計は、CPU 国内総販売数量の約 77% である。）。

その結果、CPU 国内総販売数量のうち競争事業者製 CPU の数量が占める割合は、平成 14 年に約 24% であったものが平成 15 年には約 11% へと減少している。

公取委は、平成17年3月8日にインテルに対し勧告を行ったところ、同年4月1日、インテルがこれを応諾したため、勧告と同趣旨の審決がなされた。なお、インテルは、勧告を応諾するものの、勧告書記載の事実関係は否定する旨の意見を公表している<sup>14)</sup>。



## II 審決要旨

### 1 法令の適用

インテルは、国内パソコンメーカー「5社に対するCPUの販売に係る競争事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、国内パソコンメーカー向けのCPUの販売分野における競争を実質的に制限しているものであって、これは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

### 2 排除措置

排除措置として、①違反行為の取り止め、②国内パソコンメーカーへのその旨の通知及び自社の従業員への周知徹底、③将来の同様の行為の禁止、④自社

の CPU の販売に係る営業担当の役員及び従業員に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置等が命ぜられた。

### Ⅲ 研究

#### 1 意義

本件は、世界的規模で展開する IT 企業<sup>5)</sup>であるインテルが、国内パソコンメーカーに対して、全てのパソコンにインテル製 CPU を搭載すること等を条件として、割戻金等の提供を約束したことが、排除行為に該当するとされ、私的独占規制が発動された事件である。

本件において、競争事業者である AMD の声明や欧州委員会の活動等<sup>6)</sup>からは、インテルが世界的規模で、その独占的な地位を利用してメーカー・小売店に取引妨害や排他的なリベートの提供等を行っていた事実が窺われ、仮にこれらが事実であるとする、独占禁止法の国家間の協調的執行の問題を惹起することになる<sup>7)</sup>。

ところで、私的独占の事件は、公取委が日本医療食協会事件<sup>8)</sup>によって、東洋製罐事件<sup>9)</sup>以来 24 年ぶりに私的独占規制の発動を「再開」してから、比較的多数の事件が登場してきている。例えば、本件の約半年前には有線ブロードネットワークス事件<sup>10)</sup>に対して私的独占規制が発動されている。本件も、このように公取委が私的独占規制に対してある程度積極的な姿勢を採るに至ったことを示すケースの一つとして位置付けることができる。

そして、本件はさらに二点の特徴を有すると考えられる。第一に、本件は、インテルがその市場における独占的な地位を背景として、「単独」で競争事業者を排除した行為が、私的独占に該当するとされた事件である。第二に、本件は、公取委が、不公正な取引方法として処理することが可能であったにも関わらず、違反行為の重大性に鑑みてか、あえて私的独占規制を発動した事件であると考えられる。

#### 2 行為主体

独占禁止法 2 条 5 項において、「事業者が、単独に、又は他の事業者と結合

し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず」と規定されているとおり、私的独占は、不当な取引制限が複数の事業者の共同を要求している（独占禁止法2条6項）のと異なり、単独の事業者のみによってなされる。

そして、本件は、インテルの排除行為について、国内パソコンメーカー向けのCPUの販売分野における圧倒的な市場支配力を背景とした「単独」の私的独占が認定されたものである<sup>99</sup>。

### 3 排除行為<sup>99</sup>

#### (1) 私的独占と不公正な取引方法の関係

私的独占でいうところの「排除」（独占禁止法2条5項）とは、他の事業者の事業活動を継続困難にし、または新規参入を困難にすることをいい、対象となる事業者が完全に駆逐されたり、新規参入を完全に阻止したりすることまでは要しないとされる<sup>99</sup>。

そして、このような包括的な定義では、形式的には企業の事業活動のほとんどが「排除」に該当しかねないため、従来から学説上、「排除」と企業努力によって良質廉価な商品役務を供給した結果たまたま排除されてしまった場合とをいかに区別するかについて議論がなされてきた<sup>1000</sup>（本稿においては、その議論の詳細には立ち入らない。）。

ところで、一般的に、少なくとも不公正な取引方法に該当するような行為であれば、私的独占の排除行為に該当しうると考えられている<sup>99</sup>。そして、当該排除行為が私的独占となるか不公正な取引方法にとどまるかは、その競争に与える影響が「競争の実質的制限」であるのか、それとも「公正競争阻害性」であるのかによるという形で、主として弊害要件のレベルで問題とされることが多い<sup>99</sup>。

もっとも、不公正な取引方法に該当するならば、直ちに私的独占の排除行為となると考えてよいのかについては議論を提起する余地があるように思われる。すなわち、従来から、不公正な取引方法には該当しないものの私的独占の排除行為に該当しうる場合があるのかについては、学説上活発な議論がなされてきた<sup>99</sup>ものの、その逆である不公正な取引方法に該当するものの私的独占の排除行為に該当しない場合がありうるのかについては、一般に議論の対象となって

はいなかったのではないかと思われるのである。また、さらに付け加えるならば、この場合の排除行為に該当するものとして念頭に置かれているのが、不公正な取引方法の行為要件に該当すれば足りるのか、公正競争阻害性まで認められる不公正な取引方法なのかもあまり意識されていなかったように思われる(以下においては、差し当たり、行為要件と弊害要件を分けて考える見地から、不公正な取引方法の行為要件に該当すれば足りるという立場に立って検討を加える)。

この不公正な取引方法に該当するならば、直ちに私的独占の排除行為となると考えてよいのかとの問題意識について、少なくとも以下のような指摘は可能なのではないかと考えられる。

第一に、実際に規制を行う必要があるのかといった問題はさておくとしても、理論的には不公正な取引方法に該当するものの私的独占の排除行為に該当しないというカテゴリーは存在するといわざるをえないと思われる。例えば、不公正な取引方法の規制が私的独占の予防的・補完的な規制であるといえるのは、私的独占と同じく競争制限的作用に対処する「自由な競争の侵害」(競争減殺)に公正競争阻害性が求められる類型についてである<sup>19)</sup>。その論理的帰結として、「競争手段の不公正さ」や「自由競争基盤の侵害」に公正競争阻害性が求められる類型においては、不公正な取引方法には該当するものの私的独占の排除行為には該当しないという領域が生じる。また、「自由な競争の侵害」に公正競争阻害性が求められる類型である単独の取引拒絶を例にとっても、「ある事業者に対し取引を拒絶」(一般指定2項)したものの、それが当該事業者の独自の事業活動の継続あるいは新規参入を著しく困難にするとは必ずしもいえないような場合はもちろんありうる(例えば、取引拒絶をされた相手方には、代替的な供給を得ることのできる取引先があり、これによって事業活動の継続が困難とはならないような場合)。この場合には、単独の取引拒絶の行為要件をみたすものの、私的独占の排除行為には該当しないことになる。

第二に、「排除」について、事業者の独自の事業活動の継続あるいは新規参入を著しく困難にすることと一般的に定義はできるものの、その具体的な内容はケース・バイ・ケースな判断に委ねられてしまっており、必ずしも明確ではない。そして、不公正な取引方法の行為要件に該当するということと、私的独占の排除行為にあたるということとの間には、若干の飛躍があることは否めな

いと思われる。これは、前述のように私的独占の審判決が乏しいことが少なからぬ影響を及ぼしているものと考えられるが、私的独占規制は、社会的感銘力が強く、刑罰（独占禁止法 89 条 1 項 1 号等）を科される可能性もあり、企業からすれば極めて強力な規制であることからすれば、排除行為の具体的内容を明らかにし、精緻化していくことが望まれるのはいうまでもなからう<sup>99</sup>。

以下においては、不公正な取引方法のいかなる行為違反が考えられるのかを検討することによって、本件における排除行為の性格について分析を試みることにする。

## （２）拘束条件付取引

最判昭和 50 年 7 月 10 日民集 29 卷 6 号 888 頁〔和光堂事件〕は、旧一般指定（昭和 28 年公取委告示 11 号）8 号にいう「『拘束』があるというためには、必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず、それに従わない場合に経済上なんらかの不利益を伴うことにより現実にその実効性が確保されていれば足りる」と判示しており<sup>100</sup>、かかる解釈は現一般指定 11 項ないし 13 項における「拘束」、「条件として」、「条件をつけて」という文言の解釈においても妥当すると理解されている<sup>101</sup>。

本件で、パソコンメーカーにとってはパソコンの品ぞろえの中にインテル製 CPU を搭載したパソコンを有することが重要であり、しかも平成 12 年ころ以降、パソコンメーカーは、他のパソコンメーカーと競争する上で、インテル製 CPU を購入する際に割戻金等の提供を受けることを強く望んでいるという状況にあった。かかる状況を背景として、インテルはパソコンメーカーに対して、①MSS を 100% とする、②MSS を 90% とする、③生産数量の比較的多い複数の商品群に属するすべてのパソコンに搭載する CPU について競争事業者製 CPU を採用しない、のいずれかを条件として、インテル製 CPU に係る割戻金等を提供することを約束するという行為を行ったのである。このような経済的な利益の供与は、インテルに協力しなければ差額分を自ら負担しなければならないという意味で実質的には経済的な不利益を課すことと変わらず、インテルはパソコンメーカーに競争事業者製 CPU を採用しないようにさせるだけの実効性のある「拘束」を行っていたと評価できよう。そして、平成 14 年から 15 年にかけて、インテルのシェアが約 76% から約 89% にまで増加している一方で、競争事業者の合計シェアが約 24% から 11% にまで減少していること

からすると、かかる「拘束」はかなりの実効性を有していたことが裏付けられているといえる<sup>83</sup>。

このように「拘束」が認められるとして、上記の条件①ないし③を、実質的にインテルがパソコンメーカーに対して競争事業者との取引を禁止するものと評価して、排他条件付取引（一般指定11項）に該当するとみることは不可能ではないであろう<sup>84</sup>。また、パソコンメーカーに競争業者製CPUの取引を拒絶させる単独の間接の取引拒絶（一般指定2項）であるとみることも可能であると考えられる。しかしながら、公取委の認定事実からは必ずしも明らかではないものの、おそらく条件①ないし③は、全体としてインテルへの協力度（自社製パソコンにインテル製CPUを搭載する割合）に応じてリベートを供与する「占有率リベート」<sup>85</sup>としての実態を有しているものと思われる。そうだとすると、条件①ないし③を全体的に評価して、「占有率リベート」による拘束条件付取引（一般指定13項）であると捉えるのが事案に即した適切な評価であると考えられる<sup>86</sup>。

### （3）差別対価

差別対価（一般指定3項）における「対価」とは、商品・役務の給付に対して現実に支払う価格を意味し、値引きなどがある場合にはそれを控除した現実に支払う価格が対価にあるとされる<sup>87</sup>。本件では、上記①ないし③を条件としてインテル製CPUに係る割戻金等を提供することを約束するという行為によって、かかる条件をみたまパソコンメーカーとみたまないパソコンメーカーとの間で実質的に異なる対価を設定したということができ、「相手方により差別的な対価」をもってCPUを供給したといえる。もっとも、前述のように仮に本件がインテルへの協力度に応じた「占有率リベート」としての実態を有するならば、パソコンメーカー同士の間で実質的に異なる「取引の条件」を設定したものとして、不当な差別的取扱い（一般指定4項）に問擬する方が素直ともいえよう。

### （4）取引妨害<sup>88</sup>

取引妨害（一般指定15項）は、「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること」と規定されているから、その

文言からは極めて広い行為形態をカバーすることになる<sup>88</sup>。例えば、あからさまな妨害行為ではなくとも、競争事業者の取引の相手方に対して、当該取引をしないように説得した行為が取引妨害にあたとされた例として、全国麻袋工業協同組合連合会事件<sup>89</sup>がある。

本件の実態は、AMD 製 CPU の攻勢と、CPU 国内総販売数量に占めるインテル製 CPU の割合の低下に危機感をもったインテルが、競争事業者とパソコンメーカーとの取引関係を解消させて顧客を奪取するために、全てのパソコンにインテル製 CPU を搭載すること等を条件として割戻金等の提供を約束したものである。そして、インテルが強いブランド力を有しており、実際にも圧倒的なシェアがあって CPU 販売市場で独占的地位を有していたことから、パソコンメーカーもインテルとの取引関係を放棄して競合他社に走るということは考えにくい状況にあった。本件は、このようなインテルの CPU 販売市場における強力な独占的地位を背景として、成長段階にあって、やがては脅威になるであろう競争者を排除することを意図して行われた行為であると見ることもでき、AMD の営業・取引に対する妨害としての性格が強いと評価することも可能なのではなかろうか<sup>90</sup>。

#### (5) 小括

本件は勧告審決という性格上やむをえない面があるものの、私的独占に問擬された行為が、不公正な取引方法でいえばどの類型に該当する性格の行為といえるのか、そして、そのような行為がどうして「排除」といえるのかについて、より突っ込んだ判断の過程が示されるべきであったと考えられる。

## 4 競争の実質的制限

競争の実質的制限は、東宝・スバル事件<sup>91</sup>において「競争自体が減少して、特定の事業者または事業者団体が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる形態が現れているか、または少なくとも現れようとする程度には至っている状態をいう」と判示され、これは市場支配力の形成・維持・強化を意味するとされる<sup>92</sup>。そして、市場支配力の形成・維持・強化は、市場占拠率、市場集中度、事業者の数、当該業界に固有の事情、新規参入の難易等を総合的に考慮して判断することになる。

もっとも、法律上は行為主体が市場支配力を有していることは要件ではないものの、審判決では多くの場合は既にそのような地位を有していることが前提となっており、市場支配力を有する事業者がその市場において排除行為を行っていれば、通常は競争の実質的制限が認められるといえる<sup>99</sup>。

本件において、まず平成14年度にCPU国内総販売数量のうちインテルが占める割合は単独で約76%であり、AMDにシェアを拡大されていたとはいえ、インテルはこの時点でも十分に市場支配力があつたのではないかと思われる(なお、インテルのシェアは平成15年度には約89%にまで増加している一方で、競争事業者の割合は約24%から約11%に低下している)。そして、シェア同様に無視できないのが、CPUが高度な技術力を集積しなければ到底開発しえない特性を有しており、しかもインテルが保有する特許権の壁を乗り越えて新規参入することは困難であつたとされていることである<sup>100</sup>。さらに、インテルは消費者に有名なブランドとして強い影響力を有していたとされ<sup>101</sup>、パソコンメーカーはインテルの意向には逆らいにくい状況にあつたのであるから、インテルは取引条件等を左右しうる力を有していたというべきであろう。そうすると、インテルは排除行為を開始する時点で、既に市場において支配的地位を確立していたと推認することができると考えられる。

そして、このような市場支配力を有するインテルがその市場において私的独占の排除行為を行ったのであるから、競争の実質的制限は認められると考えられよう。公取委の認定した事実からは、公取委がいかなる事情を、どの程度考慮して競争の実質的制限を導いたのかは判然としない面があることは否定できないが、競争の実質的制限を肯定した結論自体は正当であろう。

## 5 私的独占規制の積極的運用

従来私的独占の規制事例が少数にとどまっていたことの理由の一つとして、私的独占に該当しうるケースについて不公正な取引方法の規制により実際上の規制がなされていたことが挙げられる。本件も前述のとおり、不公正な取引方法に該当しうる事案なのであるから、独占禁止法19条により排除措置を命ずれば足りたとも解しうる。

しかしながら、事案によっては、私的独占とした方が広範で多様な排除措置を採ることができ、適切な解決方法となることがあり得る<sup>102</sup>。本件においては、

社内コンプライアンス体制の確立という、近年になってよく見られる排除措置が命ぜられている。排除措置命令としていかなる措置を命ずるかは基本的に公取委の裁量<sup>88</sup>に属するものであるが、当該違反行為を除去することを超えて、さらに事業者の内部組織の変更にまで公取委が介入することに必要性が認められるのかについては慎重な考慮が求められよう。もっとも、私的独占という競争への悪影響の強い行為に該当する場合には、会社組織体制の構築に対しても排除措置を命ずるといふことの正当化の契機がより強く働く、ということもできるのではなかろうか<sup>89</sup>。

また、不公正な取引方法にあたらぬ行為を私的独占として規制する必要があることは否定できず、さらに、私的独占として排除措置を命じる場合の方が違反事業者に対する社会的な感銘力も大きなものになるといえよう<sup>90</sup>。

したがって、私的独占の要件を充足する場合には、公取委は私的独占規制を発動する方向で運用すべきであると考えられる。本件は、公取委がこのような方向に沿う独占禁止法の運用を行ったものとして、積極的に評価することができる。

- 
- (1) 本稿の執筆にあたり、山部俊文教授（一橋大学大学院法学研究科）から有益なご示唆を頂いた。この場を借りて感謝の意を表させて頂きたい。なお、本稿における一切の誤謬、誤解等の責任が筆者に帰属することはいうまでもない。
  - (2) 平成17年（勸）第1号、インテル（株）に対する件、審決集未登載。
  - (3) CPUとは、「Central Processing Unit」の略で、入力されたデータを演算・加工した上で出力するコンピューターの中核部分のことである。CPUは、搭載されたコンピューターの「頭脳」としての役割を果すことから、その性能如何によって搭載コンピューターの機能や価格が大きく左右されることになる。
  - (4) インテルは、取引は公正で独占禁止法違反にあたる事実はないと主張し、勧告を応諾した理由としては、措置に従っても取引に問題は生じず、審判手続に入れば取引先に迷惑がかかる可能性があるためとし、早期の決着を優先させたことを示唆している（平成17年4月1日付日本経済新聞夕刊14面）。経営判断の要素もあろうが、少なくとも一般論としては、独占禁止法違反はないと考えらるならば、審判手続で争うのが筋であるといえよう。
  - (5) インテル同様に世界的に著名なIT企業であるマイクロソフトコーポレーション（以下「マイクロソフト」）に対しても、平成16年7月13日付で公取委より勧告がなされ、同年9月3日付で審判開始決定がなされ、本稿脱稿時（平成17年7月10日）では審判手続中である。この事件で、公取委は、マイクロソフトがパソコンメーカーにWindows OSのライセンスをするにあたり、マイク

ロソフトや他のライセンサーに対して特許侵害訴訟を提起しない旨の非係争条項を契約書中に設けたことが、拘束条件付取引（一般指定13項）に該当すると主張している。両社は共に市場において独占的な地位を有しているにも関わらず、なぜ公取委はインテルには私的独占を発動し、マイクロソフトには不公正な取引方法で対処しようとしたのかは興味深い問題であるが、本稿ではこれ以上は立ち入らない。

- (6) AMDのプレスリリースによると、AMD米国本社は、平成17年6月27日付（現地時間）でデラウェア州ウィルミントン連邦地方裁判所に対し、反トラスト法違反による損害賠償請求訴訟を提起している。また、欧州委員会が、インテルが欧州市場においても日本と同様の行為を行っている疑いがあるとして、日本の公取委と協力して調査を進めているとのことである。
- (7) 公取委事務総長は、インテルに対する勧告に関連して、国際的に展開する企業に対する日米欧の競争当局の連携について言及している（平成17年3月9日付事務総長会見記録）。この中で、国際企業による独占行為や支配的地位の濫用行為は、特に米国とEUの間で、どのような場合を問題とすべきかについて若干の相違があること、日本も米国と同じ考え方で規制をしているとは言い切れないことから、規制のハーモナイゼーションを行う必要があることが述べられている。
- (8) 公取委勧告審決平成8年5月8日審決集43巻209頁。
- (9) 公取委勧告審決昭和47年9月18日審決集19巻87頁。
- (10) 公取委勧告審決平成16年10月13日審決集未登載。有線ブロードネットワークサービスらが、競争事業者の顧客に限って、切替契約の条件として3675円を下回る月額聴取料又はチューナー設置月を含めて3か月を超える月額聴取料の無料期間を提示するキャンペーン等を、順次実施したという差別対価（一般指定3項）の事案で、私的独占の排除行為に該当するとされた。
- (11) 単独の排除行為が問題された事件としては、東洋製罐事件（公取委勧告審決昭和47年9月18日審決集19巻87頁）、パラマウントベッド事件（公取委勧告審決平成10年3月31日審決集44巻362頁）、北海道新聞事件（公取委同意審決平成12年2月28日審決集46巻144頁）、ノーティオン事件（公取委勧告審決平成10年9月3日審決集45巻148頁）等がある。
- (12) 本件は、インテルが、パソコンメーカーの事業活動に関する意思決定を拘束し、自己の意思に合わせたものとして、私的独占の支配行為に該当すると構成することも可能であったと思われる。
- (13) 金井貴嗣＝川濱昇＝泉水文雄編『独占禁止法』130頁 [山部俊文] [弘文堂、2005]。
- (14) 反競争的な人為的排除をいかに解するかについて、我が国で定義した例は見られないが、「効率性によらない排除」といった形で説明がなされるのが一般的である。もっとも、問題となるのはかかる「効率性によらない排除」という言葉の実際上の意味であろう。川濱昇「独占禁止法二条五項（私的独占）の再検討」『京都大学法学部創立百周年記念論文集第三巻』354頁 [有斐閣、1999] 参照。
- (15) 「効率性によらない排除」の詳細については、後藤晃＝鈴木興太郎編『日本の競争政策』221頁 [川濱昇]（東京大学出版会、1999）を参照されたい。
- (16) 金井ほか・前掲注（13）132頁 [山部俊文]。
- (17) 審判決の傾向としては、行為者の市場占拠率が70%を超えている場合には私的独占に、それ以下の場合には不公正な取引方法として規制されている。金井ほか・前掲注（13）281頁 [金井貴嗣]。
- (18) 公取委による日本医療食協会事件に端を発した私的独占規制の「再開」は、不公正な取引方法に該当しない排除行為というカテゴリーが意識され出したことと無関係ではないであろう。日本医療食協会事件、北海道新聞事件、パラマウント事件のいずれも不公正な取引方法では捕捉しにくく、事案の実態に即した解決とはいえなかったのである。後藤ほか・前掲注（15）213頁 [川濱昇]。そうすると、この議論に学説が重点を置いてきたのは自然な流れであるといえよう。
- (19) 山部俊文「独占禁止法五〇年－不公正な取引方法の規制－」日本経済法学会年報18号62頁（1999）。

- 20) 一般的な概説書では、私的独占の叙述は、「排除」や「支配」の定義を述べた上で、審判決を網羅的に挙げるのが一般的である（逆にいえば、概説書にほとんど列挙できてしまう程度の審判決しか存在しない）。これは、ハードコア・カルテルから、共同研究開発や情報交換活動といった非ハードコア・カルテルまで分析的な検討が進んでいる不当な取引制限と対照的な傾向である。
- 21) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日、以下「流通・取引慣行ガイドライン」）では、「再販売価格の拘束の有無は、メーカーの何らかの人為的手段によって、流通業者がメーカーの示した価格で販売することについての実効性が確保されていると認められるかどうかで判断される」とされている。和光堂事件最高裁判決と流通・取引慣行ガイドラインの評価については、向田直範「判解」『独禁法審決・判例百選〔第6版〕』161頁（有斐閣、2002）、奥島孝康「判解」『独禁法審決・判例百選〔第5版〕』173頁（有斐閣、1997）を参照。
- 22) 根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説〔第2版〕』245頁（有斐閣、2003）。
- 23) 岸井大太郎はか「最近の独占禁止法違反事件をめぐって」公正取引656号10頁〔稗貫発言〕（2005）や同11頁〔植崎発言〕は、違反行為者のシェアの増加や競争事業者のシェアの減少は、競争の実質的制限を認定する証拠ではなく、私的独占でいえば排除行為の実効性を補強する証拠として位置づけるべきとの方向性を示唆している。確かに、このようなシェアの変動は排除行為の実効性を裏付けるものではあるが、それが競争の実質的制限を認定する証拠とはいえないことと直ちに結びつくのかは若干疑問である。
- 24) 岸井はか・前掲注（23）10頁〔根岸発言〕、同12頁〔岸井発言〕を参照。両氏が排他条件付取引と述べておられるのは、上記条件①ないし③が、特定の競争事業者の排除を目的としてなされていることを重視してのことであると思われる。
- 25) 流通・取引慣行ガイドラインは、「流通分野」に関する記述の中においてではあるが、「市場における有力なメーカーが占有率リベートを供与し、これによって流通業者の競争品の取扱いを制限することとなり、その結果、新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保することができなくなるおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定4項、11項又は13項）」としている。
- 26) 占有率リベートの供与が拘束条件付取引に問擬された事例としては、山口県経済農業協同組合連合会事件（公取委勧告審決平成9年8月6日審決集44巻248頁）がある。これを私的独占にも構成しようとするものとして、植木邦之「判解」『独禁法審決・判例百選〔第6版〕』189頁（有斐閣、2002）がある。
- 27) 金井はか・前掲注（13）236頁〔川濱昇〕。
- 28) 本件は、後述のように取引の妨害という側面が強いと思われることから、あえて一般指定15項も取り上げたが、本項は従来から不公正な取引方法の各類型の中でも補完的な位置付けがなされ、他の各項に該当しない場合に適用されることが想定されていることに留意する必要がある。根岸はか・前掲注（22）282頁を参照。
- 29) 根岸はか・前掲注（22）280頁。
- 30) 公取委勧告審決昭和38年12月4日審決集12巻39頁。
- 31) AMDは、本件勧告審決がなされた後に、平成17年6月30日付で東京地裁と東京高裁にインテルに対する損害賠償請求訴訟を提起しており、そのうち東京地裁への訴えは取引妨害・営業妨害を根拠とするものであり、東京高裁への訴えは独占禁止法25条に基づく訴訟である（平成17年7月1日付日本経済新聞朝刊10面）。
- 32) 東京高判昭和26年9月19日高民集4巻14号497頁。
- 33) この点に関して、市場支配の別の態様として、既存の事業者を市場から排除したり、新規参入を阻止したりすることで市場の開放性を妨げるとの議論があるのは周知のとおりである。
- 34) 金井はか・前掲注（13）142頁〔山部俊文〕。

- 35) 岸井ほか・前掲注(23) 12頁 [岸井発言]。
- 36) 岸井ほか・前掲注(23) 13頁 [岸井発言]。
- 37) 根岸ほか・前掲注(22) 82頁。例えば、野田醤油事件では排除措置として希望価格の表示の禁止もなされており、これは再販売価格の拘束(一般指定12項)の排除措置では困難であったとされている。
- 38) 排除措置は、受命者が実行可能な具体的内容を持つものでなければならないが、それが競争回復のために必要であることが合理的に認められるものであるならば、公取委の裁量の範囲内の事柄であるとされる。金井ほか・前掲注(13) 407頁 [鈴木孝之]。
- 39) 私的独占の構造規制的な排除措置(営業譲渡や株式処分など)については、丹宗暁信=岸井大太郎編『独占禁止手続法』107頁 [藤田稔] (有斐閣, 2002)を参照。
- 40) 金井ほか・前掲注(13) 127頁 [山部俊文]。
- (後注) 脱稿後、奥村豪「インテル株式会社による独占禁止法違反事件について」公正取引 660号 56頁(2005)に接した。